

2022 年 9 月 9 日

留萌線（石狩沼田・留萌間）の鉄道事業廃止届の提出について

留萌線につきましては沿線自治体である深川市、秩父別町、沼田町、留萌市と協議してまいりましたが、令和4年8月30日に、石狩沼田・留萌間については令和5年3月末、深川・石狩沼田間については令和8年3月末での鉄道事業廃止について合意に至ったことから、本日、先行して鉄道事業を廃止する石狩沼田・留萌間について鉄道事業法第28条の2（事業の廃止）に則り、国土交通大臣宛てに鉄道事業廃止届出書を提出いたしました。

- 1 廃止路線 留萌線の一部 石狩沼田・留萌間（35.7km）
- 2 廃止予定日 令和5年9月30日 土曜日

上記予定日で届け出を行いましたが、届け出後、鉄道事業法第28条の2第2項の規定に基づき北海道運輸局の主催で意見の聴取が行われます。弊社としてはその中で、鉄道事業法第28条の2の規定に定められている廃止日の繰上を実施したい旨の陳述を行い、繰上が認められれば令和5年4月1日（最終運行日：令和5年3月31日）に廃止予定日を繰り上げます。